

# 中国ビジネス環境改善への提言

2022年3月  
日中経済協会事務局

本ペーパーは、2021年11月に賛助会員の皆さまにご案内した「中国ビジネス環境に関する改善要望事項アンケート」に基づいて中国でのビジネス環境改善の要望事項を集約し、商務部をはじめとする中国国務院関係部門、地方政府等関係機関への提言として取り纏めたものです。日中経済協会は、商務部とのさらなる実務交流と協働を通して、中国のビジネス環境が継続的に改善され、新たな日中ビジネスのグローバル・パートナーシップの深化・拡大に貢献し得ることを願っています。

## 《提言のポイント》

### 1. 外資に対するさらなる規制緩和、行政手続きの簡素化、透明性向上

中国市場のさらなる開放が進み、地方政府等による突然の不合理的な行政命令等により企業経営の安定性が損なわれることのない公平性・透明性・一貫性・予見可能性が担保された、国際社会との親和性の高いビジネス環境の整備が実現することを期待致します。ネガティブリスト制の導入、各種規制緩和、外資投資奨励産業リスト等により、外資の参入障壁は緩和の方向にありますが、規制が残されている産業があります。個別産業では、ネガティブリストでは制限されていなくとも、他の関連法令により外資の参入が事実上制限されている場合もあります。さらなる規制緩和によって内国民同等待遇が実現することを期待致します。（詳細は7～12頁参照）

### 2. 知的財産権保護の徹底・拡充

知的財産権については関連法規の施行により、管理制度の着実な構築と強化が進んでいます。制度の周知および運用の徹底を期待するとともに、知的財産権関連の行政審決や法院判決の審理内容などの公開をさらに促進し、透明性の担保を図るなどして、制度のより確実な執行を期待します。（詳細は12～13頁参照）

### 3. 安全保障法制・情報セキュリティ関連

「輸出管理法（20年12月施行）」、「反外国制裁法（21年6月施行）」等について、中国における外資企業の正常なビジネスを妨げないよう、国際的枠組みとの整合性を確保した上で、明確なガイドラインの早急なる開示を求めるとともに、透明性のある運用の徹底を要望します。（詳細は13～14頁参照）

### 4. COVID-19 関連/日中間往来

人的・物的往来（ビジネス・レジデンストラック）の再開と科学的根拠に基づく隔離期間の緩和、およびVISA発給・入国に必要な書類手続きについて、改善を要望します。（詳細は17頁参照）

## 《ビジネス環境の課題と改善提言の詳細》

### 目 次

2020 年度提言からのレビュー .....	3
1. 外資に対するさらなる規制緩和、行政手続きの簡素化、透明性向上.....	7
2. 個別産業における規制緩和.....	8
3. 知的財産権保護の徹底・拡充.....	12
4. 安全保障法制・情報セキュリティ関連.....	13
5. 環境規制への対応.....	14
6. 貿易・関税・通関・多国間協定.....	15
7. 財務・税制・税務・会計.....	16
8. 外国人の居留、就労手続きの改善.....	16
9. COVID-19 関連/日中間往来.....	17

## 《ビジネス環境の課題と改善提言の詳細》

### 2020年度提言からのレビュー

2021年3月付「中国ビジネス環境改善への提言」の発表以降、内容に関し、現在までに次の分野で要望事項の一部改善が進んでいることを評価します。

——これまでに改善された主な諸点——

#### 1. 外資に対する更なる規制緩和、行政手続きの簡素化、透明性向上

##### 1) 外資の参入規制・活動制限の緩和

- 「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）」の制限事項が33項目から31項目に減少し、「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）」が30項目から27項目に減少した。
- 「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）」では、自動車製造分野について、乗用車の外資資本比率の制限および同一外資企業が国内で類似の自動車製品を製造する際の合弁会社の設立を2社以内とする制限を撤廃した。また、ラジオ・テレビ設備の製造分野では、外資企業のテレビ・ラジオの地上受信設備と主要品生産の制限を撤廃した。
- 「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）」では製造業の項目を撤廃するとともに、サービス業について外資参入の緩和方針を示した。市場調査の分野では、ラジオ・テレビの聴取・視聴調査以外の外資企業参入制限を撤廃した。加えて社会調査の分野では、中国側の持ち株比率が67%以上、法人代表者が中国籍の者であれば、外資企業による調査事業を許可した。各分野において市場の開放、内外格差が縮小されている点を歓迎する。
- 海南島自由貿易港、上海/北京自由貿易試験区、グレーターベイエリア（粵港澳大湾区）などの地域戦略の活動活発化を評価する。
- 引き続き、ビジネス環境に関連する法令や規制の整備が継続しており、法治体制が強固になりつつあることを評価する。

##### 2) 公平性・透明性・一貫性の確保

- 「政府調達情報公告管理規則」を改正し、「政府調達公告・公示情報発表管理規則」を公布することが予定されている。
- 21年10月、財政部が「政府調達活動における内外資企業への平等待遇にかかる政策の実施に関する通知」（財庫〔2021〕35号）を公布し、政府調達活動において

中国国内に設立された内外資企業に対する平等な取り扱いを明確に規定した。

- 近年、国家や産業の政策制定（関連法規に基づく法令実施細則の制定等）において、中国政府は徐々にオープンな姿勢に転じてきており、パブリックコメント等で意見を提出した際には一部で真摯な対応が認められるようになってきているなど、外資企業の意見も積極的に耳を傾けるようになってきている点を評価したい。
- アンダーマネーや不正に対する積極的な取り締まりなど、腐敗への対応と厳格な姿勢を評価する。

## **2. 個別産業における規制緩和**

### **1) 金融分野**

- 保険業界においては、着実に規制緩和・内外格差の解消が進んでいる。これまで C-ROSS（中国版ソルベンシーII 規制）において、中国国外再保険会社に出再する場合の信用リスクファクターが中国国内への出再と比べ相対的に高く設定されていたが、2022 年度に開始する C-ROSS 第二期においては緩和される方向にあり、中国国外再保険会社にとっては、中国再保険マーケットへの進出ハードルが一定程度は下がると考えられる。
- 21 年 9 月 17 日に日本国金融庁と中国銀行保険監督管理委員会との実務者級会合として開催された「第 3 回日中監督者会合」、および同年 11 月 26 日に開催された「日中経済パートナーシップ協議（次官級会合）」などを通じ、日中金融当局間の連携が強化されていることを特に歓迎する。

### **2) 自動車分野**

- 21 年 2 月 7 日、工業信息化部より「2020 年度乗用車企業平均燃料消費量(CAFC)及び新エネルギー車(NEV)クレジット管理に係る事項に関する通知」（工信部通装函〔2021〕31 号）が公布された。同通知によりオフサイクル技術・装置を燃料消費量の計算に反映すること、各企業の 20 年度に発生した新エネルギー車のマイナスクレジットの相殺方式、湖北省内に登録する乗用車メーカーの関連クレジットの特別計算方式等が具体的に規定された。

## **3. 知的財産権保護の徹底・拡充**

### **1) 知的財産権保護・技術移転要求の制限**

- 知的財産権保護強化の継続表明を評価する。
- 21 年 2 月 7 日、最高人民法院審判委員会第 1831 回会議で審議のうえ、「知的財産権民事事案の審理への懲罰性賠償の適用に関する解釈」（以下「解釈」という）が可決され、21 年 3 月 3 日から施行された。「解釈」は全 7 条からなり、主な根拠は「民法典」、「著作権法」、「商標法」、「特許法」、「不正競争防止法」、「種子法」、

「民事訴訟法」等の関連法律規定であり、適用範囲、請求の内容及び期限、故意による場合及び情状の重大な場合についての認定、計算基数及び倍数、発効日等、知的財産権裁判の実践における重点や難点を取り扱っている。知的財産権侵害に対する懲罰性賠償規定の実際の適用に関して、新たな進展があったことを評価する。

#### 4. 環境規制への対応

- 国際社会と歩調を合わせた環境規制、フードロス対策など社会課題への積極的な取り組みを評価する。
- 国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）での気候変動問題・カーボンニュートラルに向けた積極的な対応姿勢を評価する。
- カーボンニュートラル実現を背景に電炉での鉄鋼生産需要が高まり、鉄源としての鉄屑の存在感が増し、資源確保と環境保護の観点から上位品種の鉄屑ニーズが高まっている。日中間の中国における質の高い発展につながる日中間での鉄屑輸入ビジネス再開の機運が高まりつつあることを評価する。

#### 5. 貿易・関税・通関・多国間協定

##### 1) 多国間協定

- 地域的な包括的経済連携協定（RCEP）のASEAN事務局の発表によれば、21年11月2日、ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナムからなるASEAN加盟6カ国と、中国、日本、ニュージーランド、オーストラリアからなるASEAN非加盟国4カ国から、ASEAN事務局長に宛てて正式に批准書を提出し協定の発効要件が充足されたことで、協定の規定により、RCEPは22年1月1日から上記10カ国で発効した。また22年2月1日からは韓国でも発効し、日本にとって中国・韓国との初めての経済連携協定となり、北東アジアにおける強固なサプライチェーンの構築（規制緩和、製品の低コスト化）に向けた期待が高まっている。

##### 2) その他（物流・港湾インフラなど）

- 輸出入貨物の事前申告制度、港湾インフラのアップグレードを評価する。

#### 6. 財務・税制・税務・会計

- 21年12月29日に開催された国務院常務会議の決定により、外国人の関連手当・補助（子女教育など）に関する現在の個人所得税優遇措置の期間が、23年12月31日まで延長されたことを歓迎する。

## 7. 新型コロナ感染(COVID-19)関連

- 新型コロナウイルス感染症に対し、中国はいち早くワクチンを普及させ、健康コードを活用するなどし、囲い込みや水際対策を進めている。21年の実質 GDP 成長率を前年同期比 8.1%増まで回復させ、世界の経済を牽引している。
- 各地方政府が公式プラットフォームでリアルタイムに最新の防疫要項を公表したほか、特に AI 技術等の積極的活用と深化による人流管理、防疫管理等の推進により、ビジネス活動を展開できた。

中国政府の改善努力を評価し、敬意を表するとともに、未改善あるいは改善途上の課題について、引き続きのご理解と取り組みをお願いするものである。その上で、以下の提言を行いたい。

## 《ビジネス環境の課題と改善提言の詳細》

### 1. 外資に対するさらなる規制緩和、行政手続きの簡素化、透明性向上

#### 1) 外資の参入規制・活動制限の緩和

- 引き続き行政の規制運用・手続きの簡素化や公平な競争ルールの整備が進むとともに、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定発効や北京冬季オリンピック・パラリンピックの開催を契機に「第14次五カ年計画」の外資利用計画に沿って外資参入がさらに開放され、グローバルスタンダードがより一層採用されることを期待する。また「双循環」、特に「国内大循環」への外資参入規制が緩和されることを望む。
- 「外商投資法」およびその関連法令には、従来から外資企業が改善を求めてきた内資外資に対する機会の平等や、外資企業の権益保護が反映されている。こうした中国政府の努力を評価するとともに、その関連細則が十分に整備され、手続き等が速やかに明確化されることを期待する。

#### 2) 会社登記・変更・抹消等手続きの統一化と改善

- 起業・新規登記の関連所要手続きと時間は大幅に簡素化と期間短縮が実現しており、加えて会社清算時の工商・税務審査に関しても同様に清算手続きがスムーズに進むことを望む。
- 「輸入食品国外生産企業登録管理規定」などの電子化運用までの具体的な実施手続きと内容事項を確定し、施行をお願いしたい。
- 投資環境やサプライヤーの変化、企業内再編などにより、企業所在地や工場の移転を行う際、当初進出した地域の政府にとっては税収減や雇用減につながることから、多額の追徴課税が要求されるなど移転を困難にするケースがあると聞く。自由な企業活動を行うためにも地方政府機関側の配慮や協力を要望したい。

#### 3) 公平性・透明性・一貫性の確保

- 中国において、外資企業が安心してビジネスを展開するには、公平性・透明性・一貫性・予見可能性が確保された国際社会との親和性の高いビジネス環境の整備が求められる。その実現に向けて引き続きの改善努力をお願いしたい。
- 危険品取扱・輸送ルールなどの各規制に関して、パブリックコメントの募集から実際に規制が導入されるまでのリードタイムが非常に短い。大幅な規定の改正においては、施行まで少なくとも1年間の準備期間を望む。

- ▶ 外資系を含む企業内に、法律で中国共産党の党組織設立が求められている。中国の国情に応じた規定であることは理解するが、外資企業には強い違和感があることに留意し、企業ガバナンスに対する当局の姿勢の透明性を求めたい。
- ▶ 企業の所有形態に関わらず、引き続き公平な競争環境と内国民同等待遇実現の努力をお願いしたい。

#### **4) 外国為替・資金調達の緩和**

中国恒大集団など大型のデフォルト問題が貸出制限・送金規制等の金融問題に発展しないよう中国金融当局には対応を望むとともに、関連する企業の経営情報などについて、情報開示をお願いしたい。また外貨管理規制のさらなる緩和をお願いしたい。

#### **5) 労働法制**

労働契約の変更や解除に係る経営側の意見を、より取り入れてほしい。

#### **6) 技術標準・認証**

- ▶ 標準の施行日程については、標準公布日から実施日まで十分な猶予期間の設定を要望する。特に強制標準については、公に誰もが入手可能となった日を起算日として、1~2年間の猶予期間を要望する。
- ▶ 標準の内容関連については、一部の標準において、現実には実現し得ない試験条件の設定や目標値、理想値のような高い数値設定が見受けられる。科学的根拠に基づいた標準の策定を要望する。
- ▶ 資源削減、およびより企業側の実際のニーズに合った生産を図るため、CCC 認証など他の認証でも認められている電子ラベルの採用を要望する。例：NAL (Network Access License) 認証を取得した製品
- ▶ 世界的標準に合わせて中国においても通信速度および安定性確保のために、周波数帯の開放を要望する。例：60GHz 帯（レーダー技術は高い距離分解能および透過性を有する特性から、民生機器だけでなく産業機器等でも幅広い用途で活用が期待される）

## **2. 個別産業における規制緩和**

### **1) 不動産における外資投資規制緩和**

- ▶ 不動産開発プロジェクト会社は、不動産四証（注）の取得前は外部金融機関からの借入ができないが、中国国内企業は親子ローンによる資金調達が可能である。中外合資企業を含む外資系不動産企業は外債登記が認められず、また、最低資本金額も高いため、親子ローンが利用できず、資金調達面で不利になっている。そのため、中国国内企業との共同事業において、ファイナンス方針上で障害となるケースもあることから、



これらの規制緩和を要望する。

(注) 土地使用権証、建設用地計画許可証、建設工事計画許可証、建設工事施工許可証。

- 外資による不動産投資会社の設立が原則として認められていないため、外資の不動産事業への投資者は、中国国内で資金の効率的な運用を行うことが難しい。規制の緩和を要望する。
- 不動産開発業者への規制強化等、不動産セクターに及ぼす影響が懸念されているため、22年には不動産開発業界に対する規制緩和策が採用され、さらなる成長につながることを期待する。

## **2) 金融分野における規制緩和**

- 本土から香港への債券売買取引であるボンドコネクト（南向き）やウェルスマネジメントコネクト（金融商品の相互投資制度）の開始に続く、グレーターベイエリア（粵港澳大湾区）でのさらなる金融開放の促進と、それに伴う対外開放の牽引役としての香港の役割拡大を期待する。
- ここ数年間、証券業の対外開放等、金融市場の開放と規制緩和が進んできた流れの中で、国外投資規制の緩和や自由化を一層進めてほしい。
- 貸付債権の譲渡について、現在認められていない債権の一部譲渡が許容されることを要望する。一部譲渡を認めることで、比較的小規模な金融機関の運用機会を創出し、セカンダリーマーケットの活性化と、売り手金融機関の流動性の高まり、金融市場の活性化が期待できる。
- 債券市場における外資参入に関しては社債引受資格の公平な開放、特に日系金融機関に対して開放されていない銀行間債券市場での事業債引受主幹事（A類）ライセンスの早期付与を強く要望する。
- 独資外銀に対しても地場銀行と同様の規制がかけられることが多いが、独資外銀の業務実態・ガバナンスの実態に即した規制を期待する。また、当局からの要請事項がそれぞれ異なるため、当局の要請内容を極力統一化することを期待する。
- 「企業集団財務公司管理規則」におけるサービス対象企業（投資企業）の投資性会社による出資比率規定の廃止または緩和を要望する。具体的には、グループ企業と判断出来る出資構成であればサービス対象会社として認められるよう要望する。
- 中国債券市場の更なる発展のため、外資企業に対する NAFMII 債主幹事ライセンスの早期付与を期待する。

- 金利変動リスクヘッジが容易となることから、現状、債券 MM (Market Maker) あるいは決済代理人のみに認められている人民元金利スワップ取引を中国国内の事業法人にも認めてほしい。
- 今後、海外投資家の中国国内市場への投資を活発化させるため、デフォルト時の保全条項の早期整備を要望する。
- 18 年 4 月に施行された新「保険会社持分管理規則」において、保険会社は同業の保険会社 2 社以上をコントロールしてはならないという規制が設けられている。同一国において複数の異なるブランドや事業形態で業務展開する手法は合理的であり、外資系保険会社の新たな資本参加の阻害要因にもなり得るため、緩和を要望する。
- 21 年 7 月に施行された「保険会社の取締役、監査役と高級管理人の任職資格管理規程」において、保険会社の取締役等に中国国内での職務履行という一定の制限が課せられているが、外資系の取締役は国外から派遣するケースがあり、各社の海外戦略遂行やガバナンス体制維持に影響を与えるため、改善を要望する。

### **3) 自動車分野**

- カーボンニュートラル目標の実現に向けて、新エネルギー車両全体における HEV の位置付けの明確化を望む。
- 中古車について、流通の制度の透明化、消費者保護のため、中古車認証制度の中央・地方との体系化、デジタル化の推進を期待する。

### **4) 物流分野**

- 長期的な視野に立ち物流施設建設の投資を行うにあたり、物流用地として明確に規定された地域がその需要に比べて極めて少ないこと、工業用地等の用途転用が認可されないこと等の障壁により、投資を断念することが続いている。物流用地の拡充と規定の柔軟性向上、および明確化をお願いしたい。
- COVID-19 による突発的な港湾・空港施設の一時閉鎖、作業員の隔離などにより輸出・受託制限等の措置が、港湾・空港業務に影響を及ぼさないよう対策を要望する。また検疫処置厳格化による貨物への過度な消毒液散布による輸入貨物の水濡れダメージが発生しないよう対策・施策の実行を要望する。
- 港湾関連の貨物の取り扱いにおいて、国際的な危険品規制以上に厳格な中国独自のローカルルールが適用されるケースがあり、改善を要望する。

## 5) 化学分野

電子製品等の部品、原材料に関する化学物質強制規格（GB 規格）の公布について、発効日までの猶予期間が短いため改善を要望する。またインクに関する基準を新たに策定する際、対象物質の選定や閾値等はリスク評価による科学的なデータを基に、ステークホルダーとの協議の上で決定するよう要望する。

## 6) ヘルスケア・医療・医薬分野

- 21年4月15日に生物安全法が施行されたことにより、海外に検体やデータを持ち出す際、国際共同治験や検体を利用する事業に支障をきたす可能性があり、結果として新規医薬品の開発が遅延する等のリスクが生じ得る。国際的な協調のもとで適切に運用可能な制度整備がなされることに期待する。
- 高齢社会・超高齢社会への対応は日中両国共通の重要課題であり、それぞれが抱える課題や知見を共有する機会を増やし、両国が協力できる点を明確にすることで、ヘルスケア分野におけるイノベーション創出をより一層加速することを期待する。

## 7) その他

- 電力価格設定のメカニズムについて、市場化の促進を要望する。
- 原材料価格の高騰で部品調達に大きな影響が出ている。鉄関係等、ものによっては若干改善傾向にあるが、依然として高水準であり、抑制するためのメカニズム構築を期待する。
- 各種政策について、「データ規制」、「教育改革、教育産業への規制強化」や地域協調発展戦略（京津冀協同、長江経済ベルト発展、グレーターベイエリア、成都-重慶地区両都市経済圏建設など）については、透明性・公平性を持って進めていただくよう要望する。
- コンテンツ内容審査に関して 21年から中国国内ゲーム産業に対するさまざまな規制が一層強化され、その中で新規国内パブリッシング認可（ISBN 認可）が得られた海外タイトルの数は低下傾向にある。こうした状況下で、海外市場との文化交流の促進や国内ゲーム市場の一層の発展のために、より積極的に海外優良ゲームコンテンツの認可促進と関連政策策定の検討を要望する。また各種人材の育成など産業発展に向けた支援策の検討と実行を要望する。
- 18年6月末に中国政府によって18年版「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）」において、インターネットコンテンツの運営を禁止した一方で、音楽配信サービスの運営は禁止措置から除外された。しかし、外資企業によるインターネット音楽配信サービスの許可事例はなく、また参入許可申請の受付も始まっていないため、改善を要望する。さらに「ネットワーク出版サービス管理規定（工業和信息化部、旧国家

新聞出版広電総局)」においては、合弁企業を含め外資によるすべてのインターネットコンテンツ配信サービスが禁止されていると解釈されるため、21年版「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）」と齟齬のないように本規定が修正され、外資企業が音楽配信サービスを運営できるよう要望する。

### 3. 知的財産権保護の徹底・拡充

#### 1) 知的財産権保護・技術移転要求の制限

- 中国を受理官庁とした特許協力条約（Patent Cooperation Treaty: PCT）出願を行った場合に、信頼性の高い審査を要望する。
- 技術移転の強要の禁止など、知的財産権の保護を確実なものとするよう制度の周知および運用の徹底を要望する。
- 知的財産権関連の行政審決、法院判決の審理内容について、引き続きさらなる公開の促進透明性の担保を図ることなどにより、企業負担の軽減を要望する。

#### 2) 実用新案権利行使時の権利者の注意義務化

- 「第4次専利法改正」において、権利濫用防止規定（第20条）が追加されている点について、権利者利益及び侵害被疑者の負担のバランスを図ることが検討されているが、評価報告書の提出が義務付けられているわけではない。侵害被疑者の負担軽減が十分に行われることを要望する。
- 実体審査なしで登録される実用新案については、権利行使時（実用新案権行使による訴訟等において）に権利者に国家知識産権局による評価報告書を提出させる（義務化）こと、及び、改正された専利法にあわせて、改訂作業中の専利法実施細則においても、実用新案の権利者のみならず、第三者（侵害被疑者）も評価報告書申請を行なえるように確定されることを要望する。

#### 3) 意匠に関する諸施策

「第4次専利法改正」において、意匠権の存続期間の延長や、部分意匠の導入がなされた点については、一定の評価ができる。今後は実体審査の導入、意匠保護期間のさらなる延長、秘密意匠の導入、自己開示による新規性喪失の例外の適用拡大等、意匠の保護制度の一層の拡充を要望する。

#### 4) 模倣行為抑制に向けた諸施策

模倣行為による損害額の高額化、摘発キャンペーンの強化、厳罰化事例の蓄積、部分意匠の保護等、模倣行為の取り締まりが強化される傾向にあるが、引き続き再犯防止策（例えば摘発強化）等の効果を示していくことを要望する。

## 5) 商標権利化プロセスの合理化・適正化

アニメ等の分野（例えばキャラクター名）について、依然として商標の冒認出願と考えられる事案が見られる。悪意のある商標出願を拒絶、無効化する運用を徹底し、権利者の適切な保護が図られることを要望する。また、類似商標出願について国家知識産権局における厳格な審査をお願いしたい。

## 6) 日中特許審査ハイウェイ（PPH）等の早期権利化制度および専利優先審査管理規則の条件緩和

日中 PPH 利用時の条件（対象出願案件が公開されていること等）の緩和を要望する。その他の早期権利化制度（専利優先審査管理規則など）について、外国企業でも使いやすくなるよう対象範囲や手続きの緩和を要望する。

## 7) 独占禁止法

- 市場の健全な発展、適正な利益確保のため「独占禁止法」の適切な運用と改正を希望する。
- 「独占禁止法」第 46 条および第 47 条では、事業者が独占的協定の実施や市場支配的地位を濫用することに対して、前年売上高の 1～10%の罰金を課すとしているが、公平性と合理性の原則に基づいて罰金の計算基準を明確にし、統一するよう要望する。
- 「独占禁止法」の改正においては、罰則の算定基準の明確化・統一化、法執行の不確実性の低減を図り、事業者の権益保護と市場の健全な発展を期待する。

## **4. 安全保障法制・情報セキュリティ関連**

### 1) 輸出管理法

- 国家安全に係る対外取引規制に関連する法制度（「輸出管理法（20 年 12 月施行）」、「反外国制裁法（21 年 6 月施行）」、「輸出禁止制限技術目録」の修正、および「信頼できないエンティティリスト」や「外国の法律と措置の不当な域外適用を遮断する規則」などによって外資企業の正常なビジネス活動に支障が及ぼさないよう、明確なガイドラインの早急なる開示とともに、透明性のある運用の徹底を要望する。
- 費用面での負担増、開発遅延のリスク発生を避けるため輸入許可の要否基準、中古品の認定基準の統一化、税関官署への周知徹底を要望する。
- 輸出管理法等の公布から施行日までの猶予期間が短すぎることで、法令そのもの、またはその改正の詳細が公布時点では明確になっていないこと、準備に必要な詳細が公表されていないこと、準備・対応が施行日までに間に合わず事後対応あるいは緊急での対応が必要となることなどの問題がある。このため、十分な猶予期間を持った公布、

または公布時点での詳細公表、あるいは詳細が固まっていない場合の施行延期あるいは猶予・救済期間の設定を要望する。

## 2) 技術輸出入関連規定

『技術輸出入管理条例』における禁止技術および制限技術のリスト」が更新されたが、一部の制限技術（例えば、信号処理技術やドローン）について、その記載範囲が非常に広いために、多数の企業において当該分野における中国での研究開発活動が消極的になる懸念がある。本条例で定める制限技術リストについて、予見可能性を高められるよう、より具体化・明確化を要望する。

## 3) 情報セキュリティ関連

- 研究・技術開発業務ではインターネットの使用環境は極めて重要であるが、現状は様々な制限が加わり、不自由な環境にある。国際的な通信手段や情報セキュリティ規制（VPN等）については、世界水準並みへの改善措置を期待する。また、最近中国の公的情報が日本からアクセスできないケースがある。日中関係の強化のためにも、具体的な便宜供与を要望する。
- サイバー・データ関連法制（「サイバーセキュリティ法」（17年6月施行）、「データセキュリティ法」（21年9月施行）、「個人情報保護法」（21年11月施行））の整備により、個人情報・重要データの国内保存義務や越境移転の規制が強化されている。それぞれの法令間の関係性が複雑、かつ細則の未制定により定義が曖昧である等、運用の予見可能性が低く、外資企業のネットワーク構築やデータビジネスに大きな影響を与えかねず、国際的ルールの下で透明性の高い運用を求めたい。

## 5. 環境規制への対応

- 長江デルタなどエネルギー消費が生産より多い経済発展地域に対し、再エネ発電の奨励を継続し、多様な再エネ調達ルートを構築するよう要望する。特に、国際再生エネルギー証書（I-REC）と中国政府が承認する再生エネルギー証書（GEC）の相互承認を要望する。また、RE100に加入するなど積極的に取り組んでいる企業を含む、再生エネルギーの使用を拡大する企業に対し、税制優遇政策を要望する。
- 生物多様性保護技術のビジネス化の可能性も検討するため、外資企業からの生物多様性保護の技術（例えば協生農法）交流の増加や技術導入に向け、税制優遇政策を要望する。
- 「2030年カーボンピークアウト、2060年カーボンニュートラル実現」に向け、水素関連の国家レベルの発展戦略策定の明確化を期待する。

- 揮発性有機化合物（VOC）等の含有制限を設けた強制規格が不明確で、施行までの準備期間が短いなど、対応困難な課題がある。規制対象となる VOC に相当する物質を明確にするよう要望する。また上記について、実施運用に関する Q&A 発行を要望する。
- 大気汚染防止を理由とした地方政府からの突然の操業停止命令について、工場に運営に関係する全てのサプライチェーンにわたる事前準備が必要なため、操業停止期間を考慮した事前通知をお願いしたい。

## 6. 貿易・関税・通関・多国間協定

### 1) 政府調達市場における公平性・公開性の改善

- WTO 政府調達協定の加盟に向けて政府調達の対象となる政府機関、国有企業のリストや調達基準額引き下げに関する十分な情報公開を期待する。
- 「外商投資法」で規定されている、外商投資企業の公平な競争による政府調達活動への参加や政府調達におけるサービスの内外資平等享受等の規定が、確実に執行されることを期待する。
- RCEP が署名され、22 年 1 月 1 日に発効したことを歓迎するとともに、RCEP の協定内容に即した政府調達の確実な実行を要望する。

### 2) 輸入規制

- 畜産・乳製品・園芸品など、検疫問題を協議中の輸入品目審査が再開されることを要望する。
- 22 年から中国に輸入される液晶パネルの HS CODE の適切な調整を期待する。
- 輸入許可の要否基準、中古品の認定基準の統一化、税関官署への周知徹底を要望する。

### 3) 多国間協定

- RCEP 発効により貿易連携の強化がなされることを前に、税関等関係官庁内部での事前の周知徹底はもとより、できれば中国国内の企業向けの説明会/交流会等を事前かつ積極的に開いて頂きたい。

### 4) 不透明な FTA 原産地証明書取得要件

FTA 履行のため、原産地証明書を発給機関から取得するにあたり、発給機関が FTA の条文とは異なる（または、条文に記載の無い）独自の要求を行うことがある。このため、FTA が履行できない、または FTA の利用に遅れが生ずる事態が散見される。FTA の条文に従うよう、中央政府から各地の原産地証明書発給機関への指導の徹底を要望する。

## 7. 財務・税制・税務・会計

### 1) 移転価格

- 日中二国間 APA（事前確認制度）の窓口の一本化、または国家税務総局が積極的かつ主体的に調整を行うよう要望する。
- OECD のガイドラインに準拠した移転価格コンプライアンスや税務執行が行われるよう要望する。

### 2) 税務調査

- 効率的なグループ・キャッシュ・マネジメントを促進できるよう、クロスボーダー貸付実施時や中国内における委託貸付実施時の利息に課せられる増値税の撤廃を要望する。
- より公正な税務訴訟の運用を行ない、さらに簡便な審査機能の拡充を要望する。

### 3) 課税ルールについて

- 電子財務データの収集要求は、企業に莫大な作業量をもたらしているため、国家税務総局の「千戸集団」企業に対する電子データの収集の要求を取消すよう要望する。
- 企業の地方在住社員の個人所得税、社会保険料の納付手続きの統一化・簡素化を要望する。
- 受給対象者が帰国済みの場合を考慮し、個人所得税及び社会保険（養老）の還付、返金が個人の銀行口座だけでなく、企業にも返金できるよう要望する。
- 世界標準に合わせた、連結納税制度導入の検討を要望する。
- 事業の効率的な運営を図るためにグループ企業間での組織再編（合併等）の際に、セーフハーバールール（課税の繰延）の運用を認めるなど適用条件の緩和を要望する。
- 日本から中国への役務提供に係る PE（Permanent Establishment＝恒久的施設）認定の基準の明確化を要望する。
- 中国の BO 決定規則を、OECD に含まれているモデル租税条約に合わせるよう要望する。

## 8. 外国人の居留、就労手続きの改善

- 個人の外貨から人民元への両替について、5 万ドル/年の兌換枠が過去 10 年以上変更されておらず、兌換枠の廃止または中国の物価・給与水準の上昇に合わせた枠の増額



を希望する。駐在員は納税証明書があれば、個人の所得の海外送金の金額等の制限を縮小、撤廃することを要望する。

- 労働契約法の改正（「労務派遣暫定施行規定」）により、補助的業務の職位に対する雇用比率制限（10%）が設けられたが、撤廃または緩和を要望する。
- 17年4月より全国で施行された外国人就業許可の新制度において、一定の改善措置が講じられたが、外国人社員の居留許可証の手続きに関して、統一的なさらなる簡素化・簡略化を要望する。
- 駐在員の生活環境につき以下の課題があるので、引き続きの改善努力を願いたい。
  - ① 国際的な通信手段をはじめとする IT インフラの開放を望む。
  - ② デジタルインフラ活用による出入国の簡素化を希望する。

## 9. COVID-19 関連/日中間往来

### 1) COVID-19 に対する政府対応方針の明確化・統一化

人的・物的往来（ビジネス・レジデンストラック）の再開と科学的根拠に基づく隔離期間の緩和を要望する。

### 2) VISA 発給や入国に必要な書類手続の改善について

- 在日本中国ビザ申請サービスセンターにおける申請予約の受付停止や対応遅延による査証発給、および中国各都市での招聘状発行の滞りについて改善を求める。
- 査証発行に必要とされている省政府からの家族用招聘状について、招聘状の無効・申請停止の速やかな解除、およびビザ発行が速やかに行われることを要望する。
- 国際間フライトについて、北京への直行便再開と上海への増便を要望する。

以上